

赤穂市斎場火葬炉更新工事に係る公募型プロポーザル実施要領

1 工場の目的

赤穂市斎場においては、竣工から約37年が経過し、火葬炉の老朽化が著しく、炉本体金物（ケーシング）に歪みが生じ築炉が適正に行えない等、早急な更新が必要となっている。

現在、火葬炉は、火葬場の最も重要な設備であり、法的な基準がないことから、各火葬炉業者の考え方によって設置されている。「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（平成12年3月厚生省発表）は、ダイオキシン類の排出基準を定め、排出基準を遵守するために炉内温度や排ガス温度、再燃焼炉の排ガス滞留時間等を示している。この指針は、法的な基準ではないことから、現状では、各火葬炉業者が独自に構造や設備の内容を定めている。

火葬炉に関して、各社は特許を持ち、それぞれの燃焼理論に基づいた独自の炉形式となっていることから、共通仕様書の作成が困難である。そのため赤穂市斎場の火葬炉更新に当たり、火葬炉の優れた技術水準を持つとともに、改修工事の実績を有し、情熱と責任をもって取り組む赤穂市斎場火葬炉更新工事業者（以下「請負候補者」とする。）を選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施する。

2 工事概要

- (1) 工事名 赤穂市斎場火葬炉更新工事
- (2) 工事場所 赤穂市 南野中 地内
- (3) 工事内容 火葬炉更新に係る工事
- (4) 工事期間 契約締結日から令和10年3月10日まで

3 見積上限額

見積上限額は金420,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※見積金額は、見積上限額を超えてはならない。

※見積上限額を超過した場合は、失格とする。

4 選定方法及び契約方法

本工事は、価格のみによる競争ではなく、専門的な知識・経験等を有する事業者（以下、業者という。）からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行う提案内容を評価するプロポーザル方式によって請負候補者を特定する。また、請負候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 建設業法第27条の23に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。
- (2) 配置技術者は、建設業法第26条に規定する主任（監理）技術者を配置できること。ただし、契約までの間は、建設業法第26条第3項は除く。また、配置技術者は技術提案提出日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- (3) 過去5年以内に、元請として4基以上の火葬場において、自ら製造し設置完了した火葬炉全体の更新工事（入替工事）の施工実績を有すること。ただし、単なる火葬炉の耐火物の補修や機器の交換工事は除く。
- (4) その他
 - ア 公告日から契約締結日までの間、赤穂市から指名停止を受けていない者
 - イ 参加申込において、提出された書類の記載事項に虚偽がない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
 - エ 国税及び地方税に滞納がない者
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。
 - カ 暴力団（赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（赤穂市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（赤穂市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）でない者

6 参加申込の手続等

(1) 担当部署（部課名、所在地、連絡先等）

市民部 美化センター

〒678-0232 赤穂市中広1494番地

メールアドレス：bika@city.ako.lg.jp

TEL：0791-42-3841

FAX：0791-42-3486

(2) 選考スケジュール

実施要領等の公表	令和7年4月 1日 (火)
参加申込書の受付期間	令和7年4月 1日 (火) から 令和7年4月11日 (金) まで
質問の受付期限（参加申込書関係）	令和7年4月 7日 (月)
質問への回答日（参加申込書関係）	令和7年4月10日 (木)
参加資格確認結果通知	令和7年4月14日 (月)
現場説明会	令和7年4月 3日 (木)
技術提案書の受付期間	令和7年4月15日 (火) から 令和7年5月 8日 (木) まで
質問の受付期限（技術提案書関係）	令和7年4月22日 (火)
質問への回答日（技術提案書関係）	令和7年4月25日 (金)
審査予定日（技術提案書審査及びヒアリング）	令和7年5月15日 (木)
審査結果発表及び通知の日	令和7年5月22日 (木)

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

令和7年4月1日 (火) から令和7年4月11日 (金) まで

イ 配付場所

(1)に同じ。

※赤穂市ホームページからもダウンロードできます。

URL：<http://www.city.ako.lg.jp/bijinesu/nyusatsu/proposal/index.html>

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

令和7年4月1日 (火) から令和7年4月11日 (金) 午後5時15分まで

(2) 提出場所 6 参加申込の手続等 (1) の担当部署に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送

持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（赤穂市の休日を定める条例（平成3年赤穂市条例第4号）第2条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から

午後5時15分まで、郵送の場合は、4月11日 午後5時15分必着

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

- (4) 提出書類及び部数 次のア～コの書類を作成し、各1部を提出してください。
(オ、カ、キ及びクについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたものとし、
写しでも可とする。)
- ア 参加申込書（様式1）
 - イ 会社概要及び納入実績（様式2）
 - ウ 配置予定技術者調書（様式任意）
 - エ 財務諸表類（様式任意）（直前1事業年度分）
賃借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書。個人の場合は、所得税確定申告書・決算書で代用可
 - オ 納税証明書（赤穂市税、兵庫県税、国税の完納証明書等）
赤穂市税の完納証明書又は滞納なし証明書（本社又は受任者の所在地が赤穂市内の場合のみ）、兵庫県税の未納若しくは滞納がないことを証明したもの（納税証明書(2)又は(3)）（本社又は受任者の所在地が兵庫県内の場合のみ）、国税の納税証明書は（その3の3）（個人の場合は（その3の2））とし、電子納税証明書の提出も可
 - カ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（法人の場合）
 - キ 代表者の住民票の写し（個人の場合）
 - ク 印鑑証明書
 - ケ 委任状（様式3）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合）
 - コ 役員等調書及び照会承諾書（様式4）

8 プロポーザル参加資格の確認（技術提案者の選定）

提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行います。

- (1) 参加資格確認結果の通知 令和7年4月14日（月）
参加申込者全員に参加資格確認結果通知書（様式5）により通知します。
- (2) 参加資格確認結果の公表
参加資格確認結果については赤穂市ホームページに公表します。
- (3) 参加申込者が1者のみ又はいない場合の取扱い
 - ・参加申込者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめます。
 - ・参加申込者が1者の場合は、当該1者について、参加資格の確認を行います。

9 現場説明会

現場説明会に参加を希望する場合は、現場説明会申込書（様式任意）を提出してください。なお、現場説明会への参加の有無が審査に影響することはありません。

- (1) 日時 令和7年4月3日(木) 午後4時00分から午後4時30分まで
- (2) 場所 赤穂市斎場(赤穂市南野中759番地2)
- (3) 申込書の受付期間
令和7年4月1日(火)から令和7年4月2日(水)午後5時15分まで
- (4) 申込書の提出先 6 参加申込の手続等(1)の担当部署に同じ
- (5) 申込書の提出方法 持参又は電子メール

10 質問及び回答

技術提案書の作成等に関する質問がある場合は、質問書(様式6)を提出してください。

- (1) 受付期間
 - ア 参加申込書関係
令和7年4月1日(火)から令和7年4月7日(月)午後5時15分まで
 - イ 技術提案書関係
令和7年4月15日(火)から令和7年4月22日(火)午後5時15分まで
- (2) 提出先 6 参加申込の手続等(1)の担当部署に同じ
- (3) 提出方法 持参又は電子メール
- (4) 回答方法
 - ア 参加申込書関係
令和7年4月10日(木)までに全ての参加申込者へ電子メールで送付
 - イ 技術提案書関係
令和7年4月25日(金)までに全ての参加申込者へ電子メールで送付

11 技術提案書の作成等

- (1) 受付期間
令和7年4月15日(火)から令和7年5月8日(木)午後5時15分まで
- (2) 提出場所 6 参加申込の手続等(1)の担当部署に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送
持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(赤穂市の休日を定める条例(平成3年赤穂市条例第4号)第2条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時15分まで、郵送の場合は、5月8日午後5時15分必着
※提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出書類及び部数
 - ア 基本事項
(ア) 提案書は、「赤穂市斎場火葬炉更新に係る公募型プロポーザル要求水準書」を満たす施設として要求水準書<様式1から様式5-8>の中で表現するものとする。

(イ) 提案書はA4縦ファイルの左綴じとする。

(ウ) 提出部数については、印刷物10部とし、下記提出図書を記録した電子メディア(CD-R)を1媒体提出すること。

イ 提出図書

(ア) 仕様書(火葬炉全体の具体的な仕様書を添付のこと。)

(イ) 燃焼計算書、各設備能力計算書

(ウ) 図面等(図面はA3とする。)

① 火葬炉フローシート及び火葬炉計装フローシート

② 火葬炉設置にかかる配置図、平面図、立面図

③ 築炉構造図

④ 炉内台車

⑤ バーナー(主燃焼、再燃焼)

⑥ 排ガス処理設備、排気設備

⑦ 柁運搬車、台車運搬車

⑧ 炉前冷却室

⑨ 火葬炉更新計画図(仮設計画含む。)

<電気計装設備>

⑩ 電気設備容量計算書及びシステム運転時負荷計算書

⑪ 各設備機器仕様書

⑫ 制御及び計装一覧表

⑬ 中央監視盤、炉操作盤等必要な盤類の形態図及びシステム内容

⑭ 受変電設備仕様書及び図面(改修が必要な場合)

⑮ 非常用発電設備仕様書及び図面(改修が必要な場合)

⑯ 排ガス等の目標値(実績に基づき当施設で約束できるデータ)

※同じ設備を納入している2ヵ所について実績値を表記し、計量証明書も添付すること。

要求水準書<様式1>

⑰ 維持管理費概算見積書

(当施設で確実に達成可能な電気・燃料使用量とする。)

要求水準書<様式2-1~3>

⑱ 項目別工事費見積書

※見積書の内容は提案書の内容を反映させたものとする。

要求水準書<様式3>

⑲ 本業務に対する取組体制

要求水準書<様式4>

<火葬炉提案書>

⑳ 火葬炉更新工事に関する基本的な考え方	要求水準書<様式5-1>
㉑ 火葬炉のシステム構成及び特徴	要求水準書<様式5-2>
㉒ 運営の効率化に関する提案	要求水準書<様式5-3>
㉓ アフターサービスの考え方と体制	要求水準書<様式5-4>
㉔ 環境に関する取り組み方法	要求水準書<様式5-5>
㉕ 工事中の安全管理及び会葬者への配慮	要求水準書<様式5-6>
㉖ 効率的な施工方法の提案及び品質管理に関する取り組み方法	要求水準書<様式5-7>
㉗ 火葬炉に関する自由提案	要求水準書<様式5-8>

1.2 技術提案書の評価及び評価基準

提出された技術提案書については、赤穂市斎場火葬炉更新工事に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で評価を行います。

(1) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

ア 実施予定日 令和7年5月15日（木）

※日程調整の結果、変更となる可能性があります。

イ 参加資格の確認結果通知時に別途通知する。

(2) 評価基準・評価項目

別紙「赤穂市斎場火葬炉更新工事に係る公募型プロポーザル評価基準」に示すとおり。

評価の結果、委員全員の評価点の合計点が6割に満たない場合は、請負候補者の対象から除くものとする。

(3) 請負候補者の特定

審査委員会の評価が高い順に、市長が本工事の請負候補者1名、次点請負候補者1名を特定します。

(4) 審査結果の通知 令和7年5月22日（木）

技術提案者全員に審査結果通知書（様式7）により通知します。

なお、特定者に対する採用通知は、審査の結果、請負候補者として特定された事実を通知するものであり、工事の請負者として決定したものではありません。通知後、赤穂市と請負候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。

(5) 不採用理由に関する事項

ア 審査結果通知書(様式7)により不採用通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に書面(様式任意)により、市長に対して不採用理由の説明を求めることができます。

イ アの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行います。

ウ 不採用理由の説明請求の受付場所等は次のとおりです。

(ア) 受付場所 6 参加申込の受付等(1)の担当部署に同じ

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(ウ) 受付方法 持参又は電子メール

持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等(赤穂市の休日を定める条例(平成3年赤穂市条例第4号)第2条に規定する市の休日)を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(6) 審査結果の公表

審査結果については、赤穂市ホームページで公表します。

(7) 技術提案者が1者のみ又は参加申込があつたが、辞退し、技術提案者がいない場合の取扱い

- ・技術提案者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめます。
- ・技術提案者が1者のみの場合は、当該1者について、審査委員会において請負候補者としての適否を審査します。

1.3 契約の締結

(1) 本工事の契約は、審査委員会を経て市長が特定した請負候補者と工事内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、契約を締結するものとします。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、請負候補者と赤穂市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が技術提案時に提出した見積書の額と同額になるとは限りません。

(3) 市長が特定した請負候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の技術提案者と契約交渉を行うものとします。

1.4 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があつた場合

(3) 見積上限額を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があつたと市長が認めた場合

(5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(6) その他市の指示に違反する場合

1 5 その他の留意事項

- (1) 工事の実績等については、日本国内での工事の実績等のみを認めます。
- (2) 参加申込書を提出しなかった場合又は参加資格がない旨の通知を受けた場合は、技術提案書を提出できないものとします。
- (3) 参加申込書及び技術提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加申込者又は技術提案者の負担とします。
- (4) 提出書類は返却しません。
- (5) 提出された技術提案書類の著作権は、技術提案者に帰属することとします。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加申込者又は技術提案者が負うものとします。
- (7) 提出書類は、請負候補者の選定以外に参加申込者又は技術提案者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (8) 参加申込者又は技術提案者は、複数の参加申込書及び技術提案書を提出することはできません。
- (9) 提出期限以降における提出書類の差替及び再提出は認めません。
- (10) 提出書類は、赤穂市情報公開条例（平成17年赤穂市条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。ただし、受注者以外から提出された技術提案書は対象外とします。
- (11) 参加申込書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式任意）を担当課に持参又は郵送により提出してください。
- (12) 参加申込者又は技術提案者及びその関係者は、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (13) 本工事は、プロポーザル方式により請負候補者を特定するものであるため、具体的な工事内容は技術提案書に記載された内容を反映しつつ赤穂市との協議に基づいて決定するものとします。
- (14) 受注者の責めに帰すべき事由により工事の継続が困難となった場合には、赤穂市は契約を解除できるものとします。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (15) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、参加申込者又は技術提案者に対して赤穂市は一切の責任を負わないものとします。
- (16) 参加申込者又は技術提案者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。